

○環境省令第十六号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月五日

環境大臣 山口 壯

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一〜四 (略) 五 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員 六 事業所に配置される職員の最低数 七 (略)</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準) 第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定め</p>	<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一〜四 (略) (新設) (新設) (新設) 五 (略)</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準) 第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定め</p>

る基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからへまでに定める内容に適合していること。

三 八 (略)

2 6 (略)

(マイクロチップの装着)

第二十一条の四 法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 獣医師法第三条の免許を取得している者

二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

2 法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。

3 法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。

る基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからへまで及び同号リに定める内容に適合していること。

三 八 (略)

2 6 (略)

(新設)

二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある
こと。

(マイクロチップ装着証明書)

第二十一条の五 法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項
は、次に掲げるものとする。

- 一 犬又は猫の名
- 二 犬又は猫の別
- 三 犬又は猫の品種
- 四 犬又は猫の毛色
- 五 犬又は猫の生年月日
- 六 犬又は猫の性別
- 七 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- 八 マイクロチップの装着日
- 九 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあ
つては、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号
）第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
- 十 マイクロチップを装着した施設の電話番号
- 十一 マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着
について指示をした獣医師がいる場合にあつては、当該獣医師
を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあつて
は、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第

(新設)

三項において同じ。)の氏名

2 法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。

3 犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。

4 マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

(取外しの禁止)

第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

(新設)

(登録等)

第二十一条の七 法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。

(新設)

2 法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

- 一 申請日
 - 二 個人又は法人の別
 - 三 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
 - 四 犬又は猫の名
 - 五 犬又は猫の別
 - 六 犬又は猫の品種
 - 七 犬又は猫の毛色
 - 八 犬又は猫の生年月日
 - 九 犬又は猫の性別
 - 十 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - 十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
 - 十二 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
 - 十三 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
 - 十四 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
 - 十五 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合
-

-
- 、第一種業種別登録番号
- 十六 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 3 法第三十九条の第五項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。
- 4 法第三十九条の五第五項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 二 登録日
- 三 法第三十九条の五第八項の規定による届出、法第三十九条の六第一項の規定による変更登録又は第三十九条の八の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）
- 四 犬又は猫の別
- 五 犬又は猫の品種
- 六 犬又は猫の毛色
- 七 犬又は猫の生年月日
- 八 犬又は猫の性別
- 5 法第三十九条の五第六項（法第三十九条の六第二項において準
-

用する場合を含む。)に規定する登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

6 法第三十九条の五第七項(法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める期間は、四十年とする。

7 法第三十九条の五第八項(法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地

二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三 犬又は猫の名

四 犬又は猫の毛色

五 前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項

六 マイクロチップの識別番号

七 登録事項の変更の場合にあつては、変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

8 法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

(変更登録)

第二十一条の八 法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(新設)

(狂犬病予防法の特例)

第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
- 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
- 三 登録又は変更登録日
- 四 個人又は法人の別
- 五 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- 六 登録又は変更登録を受けた犬の名
- 七 登録又は変更登録を受けた犬の品種
- 八 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
- 九 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
- 十 登録又は変更登録を受けた犬の性別

十一 前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項

十二 登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号

十三 変更登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

十四 変更登録の場合にあつては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三 登録事項の変更の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

四 犬が死亡した場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二号及び第三号に規定する事項

五 登録事項の変更の場合にあつては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

(死亡等の届出)

第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 犬又は猫が死亡したとき。
- 二 第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。
- 2 法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
- 3 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であつて、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。
- 4 法第三十九条の八の規定による届出は、法第三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

(情報の提供)

第二十一条の十一 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。第二項において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

(新設)

(新設)

2 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づき厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録)

第二十一条の十二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通(第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあつては、正本のみ)を添えてしなければならない。

(新設)

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

様式第22 (第21条の5第2項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第1項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	
6	犬又は猫の生年月日	年 月 日
7	犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)
8	2から7までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則第1条第1項第3号に規定する開設の場所)	〒
11	マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)

様式第 23 (第 21 条の 7 第 1 項関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

申請者 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所在地	<input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年 月 日
10 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)
11 4 から 10 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年月日	年 月 日

(新設)

13 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号		
14 申請書を出す者（登録を受けようとする者が申請書を出す者とは異なる場合）	1) 氏名（法人にあっては、名称及び相当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	3) 電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業者 <input type="checkbox"/> 第二種動物取扱業者 <input type="checkbox"/> 販売： <input type="checkbox"/> 保管： <input type="checkbox"/> 貸出し： <input type="checkbox"/> 訓練： <input type="checkbox"/> 展示： <input type="checkbox"/> 譲りあつせん業： <input type="checkbox"/> 譲受飼養業： <input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）		
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）		
18 親の種犬又は雄親のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬頭等販売業者の場合）	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ装着証明書	

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本畜業規格A4とすること。

様式第24 (第21条の7第3項関係)
第 号

(新設)

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣 (指定登録機関)
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
3 犬又は猫の品種	
4 犬又は猫の毛色	
5 犬又は猫の生年月日	年 月 日
6 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)

備考 この登録証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 25 (第 21 条の 7 第 5 項関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 平
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 6 項 (同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(新設)

様式第26 (第21条の7第8項関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電 話 番 号

登録事項変更届出書

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のはか粉散となるべき事項

を 変 更 し た の で、

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第8項 (同法第39条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	
4 変更内容	(1) 変更前
	(2) 変更後

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(新設)

様式第27 (第21条の8関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

申請者 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 平
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第30条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
2 変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス		
3 犬又は猫の所在地	<input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者と同じ 〒	
4 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
5 犬又は猫の名		
6 犬又は猫の毛色		
7 5及び6のほか犬又は猫の特徴となるべき事項		
8 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度	
9 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号		
10 申請書を提出する者(変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合)	1) 氏名(法人にあっては、名称及び担当者の氏名)	
	2) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	3) 電話番号	

(新設)

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業者 <input type="checkbox"/> 第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 販売： <input type="checkbox"/> 保管： <input type="checkbox"/> 貸出し： <input type="checkbox"/> 訓練： <input type="checkbox"/> 展示： <input type="checkbox"/> 持ちあわせ人業： <input type="checkbox"/> 譲受飼養業： <input type="checkbox"/> 譲渡し
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	<input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

(第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省の一部改正)

第二条 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p>

<p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。</p> <p>(イ)・(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。</p> <p>(4)・(6) (略)</p> <p>ハ (略)</p>

<p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。</p> <p>(イ)・(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。</p> <p>(4)・(6) (略)</p> <p>ハ (略)</p>

二〇五 (略)

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ〜ハ (略)

二 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。

ホ〜リ (略)

七 その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項

イ〜テ (略)

ア 販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

二〇五 (略)

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ〜ハ (略)

(新設)

二〇六 (略)

七 その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項

イ〜テ (略)

(新設)

<p>(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ</p>	<p>(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ</p>
<p>(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ</p>	<p>(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)</p> <p>第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ</p>

と。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i)～(iii) (略)

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(11)～(13) (略)

ハ (略)

二七七 (略)

と。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i)～(iii) (略)

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(11)～(13) (略)

ハ (略)

二七七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第二条中第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第二条第一号及び第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号)附則

第五条第二項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

(マイクロチップの装着に関する努力義務)

第四条 この省令の施行の際現に犬又は猫(繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。)を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡の日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着

し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。